

足立区成年後見支援事業後見報酬費用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用に当たり、成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬を負担することが困難である成年被後見人、被保佐人及び被補助人（以下「被後見人等」という。）に対し、必要な費用の全部又は一部を助成することにより、成年後見制度の利用を促進することを目的とする。

(助成の範囲)

第2条 助成の範囲は、民法（明治29年法律第89号）第862条（同法第876条の5第2項又は第876条の10第1項において準用する場合を含む。）の規定による成年後見人等に対する報酬費用とする。

(助成対象者)

第3条 この要綱における助成金の対象者は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に基づく足立区長による審判請求（以下「足立区長の審判請求」という。）又は民法第7条、第11条若しくは第15条第1項の規定による、本人及び配偶者又は四親等内の親族による審判請求（以下「本人・親族による審判請求」という。）により、家庭裁判所が後見、保佐又は補助（以下「後見等」という。）開始の審判を決定した被後見人等であって、次の住所要件のいずれかに該当し、かつ、経済要件のいずれかに該当する者とする。ただし、区長が特に認めた場合はこの限りでない。

(1) 住所要件

ア 足立区内に住所を有する者（足立区内の施設等への入所・入居に伴い足立区に転入した者のうち、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施機関又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の実施機関が足立区以外の区市町村（長）となっているものを除く。）

イ 足立区内に住所を有しない者のうち、足立区外の施設等への入所・入居等に伴う足立区からの転出により、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法による保護の実施機関若しくは障害者総合支援法の実施機関が足立区（長）となっているもの又は足立区長の審判請求により、後見等開始の審判の決定を受けた被後見人等

(2) 経済要件

ア 生活保護法による保護を受けている者で、報酬付与申立時に家庭裁判所へ提出した財産目録の預貯金等の合計額が60万円以下であり、かつ、資産化して報酬

の支払に充てることができる適当な資産がないもの

イ 成年後見人等への後見報酬費用を負担することにより要保護者となる者で、報酬付与申立時に家庭裁判所へ提出した財産目録の預貯金等の合計額が60万円以下であり、かつ、資産化して報酬の支払に充てることができる適当な資産がないもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は助成の対象としない。ただし、区長が特に認めた場合はこの限りでない。

(1) 平成27年3月31日以前に、本人又はその親族による審判請求により、後見等開始の審判の決定を受けた被後見人等

(2) 配偶者又は四親等以内の親族が成年後見人等に選任されている被後見人等

(3) 足立区長以外の区市町村長の審判請求により、後見等開始の審判の決定を受けた被後見人等

(被後見人等が死亡した場合の助成対象者の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、第7条の規定による申請を行う前に被後見人等が死亡した場合は、報酬付与の審判により報酬を付与することとされた成年後見人等を助成対象者とする。

2 前項の助成対象者に対して助成を行う場合は、被後見人等の死亡時において、被後見人等が前条に定める要件に該当していなければならない。

(助成対象期間)

第5条 助成対象期間は、成年後見人等が行った一定期間の後見等の事務に対して事後にその報酬額を決定するという報酬付与審判の特性に鑑み、報酬付与審判によって決定された報酬対象期間とする。

(助成金上限額)

第6条 助成金額は、月を単位として2万円を上限とする。ただし、あだち区民後見人の助成金額は、月を単位として1万円を上限とする。

(助成金交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、報酬付与の審判が確定した日から90日以内に足立区成年後見支援事業後見報酬費用助成金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、区長に対して申請を行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 報酬付与審判書の写し

(2) 登記事項証明書の写し

(3) 家庭裁判所に提出した財産目録の写し(報酬付与申立時のもの)

(4) その他区長が必要と認める書類

3 成年後見人等は、被後見人等に代わって第1項の規定による申請を行うことができる。

(助成金交付決定及び通知)

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、足立区成年後見支援事業後見報酬費用助成金交付・不交付決定通知書(第2号様式)により、決定内容を申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第9条 前条の規定により助成金交付の決定を受けた助成対象者は、足立区成年後見支援事業後見報酬費用助成金請求書兼口座振替依頼書(第3号様式)により、区長に対して助成金の請求をするものとする。

2 成年後見人等は、助成対象者に代わって前項の規定による請求を行うことができる。

3 区長は、前2項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付する。

(助成決定の取消し)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成対象者(第4条に該当する場合は、死亡時の被後見人等)が、第3条に規定する要件に該当していないことが判明したとき。

(2) 助成対象者が、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(助成金の返還)

第11条 区長は、前条の規定により交付決定の取消しをしたときは、助成対象者に対して、助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 助成金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項は、別に定めるものとする。

付 則 (30足福高発第3270号 平成30年11月26日 区長決定)

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に30足福高発第3268号 平成30年11月26日 区長決定により廃止した足立区成年後見支援事業後見報酬費用助成金交付要綱の規定により区長が行った決定その他の行為又は同要綱の規定により区長に対してなされた申請その他の行為で施行日以降に処理されることとなるものは、それぞれにこの要綱の相当規定により区長が行った決定その他の行為又はその他の区長に対してなされた申請その他行為とみなす。

付 則 (4足福高発第4164号 令和5年3月15日 区長決定)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の足立区成年後見支援事業後見報酬費用助成金交付要綱の規定は、施行日以後にこの要綱による助成の申請を行った者について適用し、施行日前に当該申請を行った者については、なお従前の例による。